

## 令和8年度 農業就労体験サポート業務

### 仕様書

本仕様書は、袋井市（以下「甲」という。）が行う令和8年度 農業就労体験サポート業務の実施にあたり、受託者（以下「乙」という。）に次のとおり業務を委託する。

#### 1 業務名 令和8年度農業就労体験サポート業務

#### 2 事業の目的

袋井市内の農業者の高齢化と農業経営者数の急激な減少は喫緊の課題であり、今後も市内農業を維持し、さらに成長させていくためには、農業の担い手を増やすことが急務である。

つきいては、農業に興味を持っている潜在層が職業選択の1つとして、農業に関心を持ち、理解してもらうことが重要であることから、本事業において、都市部に住む若年層などが本市の農業経営者のもとで就労を通じて、農業体験や交流を行う機会を創出し、農業への関心を高め、就農への意欲を高めるきっかけづくりを行い、将来的な本市農業の担い手の確保・育成へとつなげていくことを目的とする。

#### 3 履行場所 袋井市地内

#### 4 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日

#### 5 事業実施の方針

- (1) 本事業の目的（農業への関心を高め就農への意欲を高めるきっかけづくりを行い、将来的な本市農業の担い手の確保・育成へとつなげる。）を達成させるために効果的に事業を実施する。
- (2) 次年度以降の計画的な事業実施につながるよう、事業に改善を要する点がある場合は、課題と改善案を提案する。
- (3) 甲乙との連携を十分に図り、相互に協力して事業を実施する。
- (4) 事業終了後も就業を通じて、継続的なマッチングが見込めるマッチングプラットフォーム

ームを有する。

## 6 委託業務の内容

- (1) 受け入れ希望のある農業者に対する事前説明
- (2) 地域の産業や暮らしに関心のある人と農業者のマッチング
- (3) スタートアップイベントを年1回開催

ア 開催時期 契約期間内に1回

イ 対象人数 10名程度

ウ 日数 3日間(2泊3日)

エ 内容

- 1) 参加者と農業者のオリエンテーション(壁を除くための取組)
- 2) 就農体験

オ その他

- 1) スポーツの活用によるオリエンテーション
  - 2) 宿泊にキャンピングカーの使用
- (3) 参加者・受入農業者に対するアンケート・ヒアリング調査
  - (4) 報告書の作成
  - (5) その他、本事業に関する一切の業務
  - (6) 上記に事項に係るすべてにかかる費用については、委託費に含むものとする。

## 7 想定スケジュール

令和8年7月 受け入れ側の市内農業者向け説明資料作成

募集ページ制作・参加者募集開始・マッチング

本市農業者の募集案件への参加を促す取組み実施

令和8年9月 参加者受け入れ開始

令和8年10月 参加者事後アンケート・受け入れ農業者事後ヒアリング

令和9年3月 報告書提出・事業完了

## 8 その他

- (1) 乙は、本業務委託実施に当たり、随時甲と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指

示及び監督を受けなければならない。

- (2) 乙は、本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって甲乙協議の上、甲の指示に従わなければならない。
- (3) 乙が本業務委託の遂行にあたり知り得た、委託者、生産者、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい、及び目的外利用をしてはならない。
- (4) 乙が本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。
- (5) 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、袋井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年袋井市市条例第22号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。またそれらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて乙の責任において処理する。
- (6) 乙は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に甲と協議し、甲の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。
- (7) 受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (8) 委託料の支払い方法は、契約期間終了後に受託者が発注者に請求するものとし、発注者は請求を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。
- (9) 納期内であっても、委託業務のうち完成したものについては、甲は乙に提出を求めることができる。